

2025年7月吉日

京都府庁生活協同組合
公務員賠償責任保険加入者 様

京都府庁生活協同組合
理 事 長 本多 浩
葵総合保険株式会社
代表取締役社長 辻本 一三

現行「公務員賠償責任保険」の終了と新たな「公務員賠償責任保険」への
切り替えについて

拝啓 日頃は当生協の保険事業をご利用いただき大変ありがとうございます。

さて、当生協が2007年から開始し、多数の組合員の皆様にご加入いただいている公務員賠償責任保険についてお知らせします。

この保険は引受保険会社である-あいおいニッセイ同和損害保険株式会社との契約に関する諸事情から、現在のご契約の引受期間の末日（2026年1月1日）をもって終了することとなりました。

つきまして、来年1月から新たな『団体地方公務員賠償責任保険』を開始しますので、現行の公務員賠償責任保険にご加入の皆様は、新たな『団体地方公務員賠償責任保険』（同封チラシのとおり）に切替えていただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

公務員賠償責任保険の終了（現在のご契約）	2026年1月1日
----------------------	-----------

団体地方公務員賠償責任保険の開始	2026年1月1日
------------------	-----------

（注意）切り替えにはご本人様によるお手続きが必要となります。自動では切り替わりませんのでご承知ください。本年10月に改めて切り替えについてのご案内を差し上げますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

以上

※新たな「団体地方公務員賠償責任保険」の概要は次頁のとおり

団体地方公務員賠償責任保険

公務員賠償責任保険・請求期間延長特約・履行請求訴訟担保特約・公務員賠償責任保険追加特約・保険責任期間に関する追加条項等

ある日突然、訴えられたら
あなたはどうしますか？



公務における損害賠償請求(住民訴訟・民事訴訟等)に備えて

地方公共団体職員や首長の皆さまが公務員として行った公務に起因して保険期間中に損害賠償請求などがなされた場合に皆さま個人が負担される法律上の損害賠償金と争訟費用について保険金をお支払いします。

教職員の方も加入できます！
補償対象となる専門的職業行為が広い！
マイナンバー等個人情報の漏えいも補償！
住民監査請求における監査委員による賠償勧告も対象！

退職後も安心！

退職日の属する保険期間の満期日から5年間は、過去の保険加入中の公務に起因する損害賠償請求に対応できます。
(注) 保険期間の途中で解約された場合は除きます。

保険契約の始期日より前に行われた公務に起因する損害賠償請求が保険期間中になされた場合も補償の対象となります。(首長は除きます。)

補償対象期間が広い！

補償内容と保険料

補償内容 (被保険者1名あたり保険金額) *自己負担額(免責金額)はありません。

補償プラン	被保険者1名あたり保険金額		
	①損害賠償金	②争訟費用	①+②
	一連の損害賠償請求あたりの支払限度額		期間中限度額
5億円プラン	5億円	5億円	500万円
3億円プラン	3億円	3億円	500万円
1億円プラン	1億円	1億円	500万円
5,000万円プラン	5,000万円	5,000万円	500万円
3,000万円プラン	3,000万円	3,000万円	500万円

加入型と年間保険料(1名あたり保険料、保険期間1年間、一時払)

(注) 保険料は過去の訴訟履歴等により割増になることがあります。

補償プラン	職員	町・村長	市・区長(特別区)	知事
5億円プラン	N 9,840円			
3億円プラン	A 8,760円			
1億円プラン	B 6,240円	E 99,600円	H 552,000円	K 2,230,800円
5,000万円プラン	C 4,800円	F 54,000円	I 306,000円	L 1,144,800円
3,000万円プラン	D 2,880円	G 20,400円	J 98,400円	M 428,400円

・一部の期間を除いて中途加入も可能です。中途加入の取扱いは加入団体により異なります。
・中途加入保険料は年間保険料の月割(未経過月数分)となります。詳細はパンフレットをご確認ください。

ご加入対象者

地方公務員の方

(特別職・一般職は問いません。)

ただし、下記の職種の方はご加入できません。

- ・都道府県市町村議会議員
- ・警察職員

インターネットで申し込み手続きはこちら!!

ご加入は、加入団体(自治体や互助会等)が全国地方職員福利厚生協議会の会員であることが必須条件となります。あらかじめご了承ください。

URL: <https://alpscard.co.jp/koumuinhoken/>

アルプスカード 公務員保険 検索 ※保険金支払事例を動画で紹介



問い合わせ先・引受保険会社

契約者/全国地方職員福利厚生協議会 ☎03-6550-8784

取扱代理店/ (幹事代理店) アルプスカード株式会社 ☎03-6550-8203 (受付時間: 平日の午前9時半から午後4時半まで)
〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1 飯野ビル11階

(非幹事代理店) 代理店分担がある場合、下記の代理店が非幹事代理店となります。

引受保険会社/ (幹事) 損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第三課
(非幹事) 三井住友海上火災保険株式会社

- 消防職員については、一般財団法人全国消防協会の消防職員賠償責任保険の制度もあります。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

(非幹事代理店)

